

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(土曜日が休日に違
たるとは、その
翌日)

目 次

- ◇告 示 開発行為に関する工事の完了(二件)
都市計画事業の認可(二件)
- ◇公 告 火災類似取扱保安責任者試験の実施
- ◇雑 報 地方職員共済組合定款の一部変更

告 示

鳥取県告示第四百三十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年五月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和四十九年四月十五日 鳥取県指令受米土総第四百七十一号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市美吉字谷の前

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市紺屋町一〇五

清水 登

鳥取県告示第四百三十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年五月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十六年九月二十九日 鳥取県指令受都計第千八百四十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市和田町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市可部町大字中野字森原一〇〇

山陽コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 竹 内 定

鳥取県告示第四百三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年五月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 第二・二・十一号 鹿野町公園

三 事業施行期間

昭和五十年五月十三日から昭和五十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

鳥取市片原五丁目地内

使用の部分

なし

鳥取県告示第四百三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年五月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

東郷町

二 都市計画事業の種類及び名称

東郷都市計画公園事業 第二・二・一号 東公園

三 事業施行期間

昭和五十年五月十三日から昭和五十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

鳥取県東伯郡東郷町大字松崎字上町地内

使用の部分

鳥取県東伯郡東郷町大字松崎字上町地内

公 告

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第31条第3項の規定により甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和50年 5月13日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の種類及び試験科目

(1) 試験の種類

ア 甲種火薬類取扱保安責任者試験

イ 乙種火薬類取扱保安責任者試験

(2) 試験科目

ア 火薬類取締に関する法令

イ 一般火薬学

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日 昭和50年 6月22日(日曜日)午前10時から12時まで

(2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

3 受験手続

次の書類を鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

- (1) 受験願書
 - (2) 履歴書
 - (3) 写真
- 手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書にはり付けること。
- (4) 戸籍抄本

なお、受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課及び鳥取県火災保安協会に備えてある所定の用紙を使用すること。

4 受験手数料及び納付方法

- (1) 受験手数料 700円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所にはり付けること。この場合、消印しないこと。

5 受験願書の受付期間

昭和50年 5月15日から昭和50年 5月31日まで
(郵送による場合は、5月31日までの消印があるものは、有効とする。)

6 受験票

受験願書を受け付けたときは、受験票を交付する。

雑 報

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第5条第9項の規定に基づき、地方職員共済組合定款の①部を変更することについて、次のとおり公告する。

昭和50年 5月13日

地方職員共済組合理事長 増 子 正 安

地方職員共済組合定款の一部を変更する定款(昭和五十年三月三十一日認可)

地方職員共済組合定款(昭和三十七年十二月一日)の一部を次のように変更する。

第二十五条第一項に次の二号を加える。

六 入院附加金

七 結婚手当金

第二十六条第二項ただし書を削り、同条第三項を次のように改める。

3 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十条の二の規定による老人医療費若しくは健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第六十三条ノ五各号に掲げる医療に関する給付又は地方公共団体の条例若しくは地方公共団体の長の定めるところにより公費負担による療養又は療養費の支給を受けることとなる場合は、前二項に規定する家族療養費附加金は、その受けることとなる限度において支給しない。

第二十六条の五の次に次の二条を加える。

(入院附加金)

第二十六条の六 入院附加金は、組合員が療養のため引き続き七日以上入院したときに支給する。

2 入院附加金の額は、入院一日につき三百円とする。

(結婚手当金)

第二十六条の七 結婚手当金は、組合員が婚姻したとき(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。)に支給する。

2 結婚手当金の額は、二万円とする。

第二十九条第一項の表中「千分の三十三・三」を「千分の三十二・三」に、「千分の二十一・三」を「千分の二十・三」に、「千分の五十六・三」を「千分の五十五・三」に改める。
第二十九条の二中「千分の六十六・六」を「千分の六十四・六」に改める。

附則

- 1 この変更は、昭和五十年四月一日から施行する。
- 2 変更後の第二十六条の六の規定は、昭和五十年四月一日において同日前から引き続き入院している者については、同日に入院したものとみなして適用する。
- 3 変更後の第二十九条第一項の規定は、昭和五十年四月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年三月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。
- 4 変更後の第二十九条の二の規定は、昭和五十年四月分以後の任意継続

掛金について適用し、同年三月分以前の任意継続掛金については、なお従前の例による。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月五百円(送料を含む。)】